

# 嵐山町新規創業者支援金 申請の手引き

## 嵐山町新規創業者支援金とは？

新型コロナウイルス感染症の影響により地域経済が厳しい環境に置かれている中でも、町内で新たに創業する者に対し、支援金を給付することを目的とした町独自の支援制度です。

給付金額：女性創業者または若手創業者 25万円

一般経営者 15万円 ※両方とも5万円の上乗せ給付有

申請期間：令和3年7月26日(月)

から令和4年2月28日(月)まで

## 目次

- 1 支援金の概要(P1~2)
- 2 申請の流れ(P3)
- 3 創業塾とは？(P4~5)
- 4 申請書類(P6~P14)
  - (1) 申請書類一覧
  - (2) 記載例 ①嵐山町新規創業者支援金給付申請書
  - (3) 記載例 ②事業計画書(別添第1号)
  - (4) 記載例 ③経費内訳書(別添第2号)
  - (5) ④経費の積算根拠が確認できる書類(見積書等の写し)
  - (6) ⑤受講修了証(商工会発行)の写し又は認定特定創業支援等事業を受けたことの証明書(町発行)の写し ※創業塾受講者のみ
  - (7) (法人の場合)
    - ⑥法人設立届出書の写し(創業した確認ができる書類)(個人の場合)
  - (8) ⑦開業届出書の写し(創業した確認ができる書類)

# 1 支援金の概要

## (1)趣旨

新型コロナウイルス感染症の影響により地域経済が厳しい環境に置かれている中でも、町内で新たに創業する者に対し、支援金を給付することを目的とする。

## (2)給付額

女性創業者又は若手創業者 25万円(上限)

一般経営者 15万円(上限)

※令和2年度または令和3年度嵐山町創業塾受講者は上限金額に5万円を上乗せした金額を給付

※「若手創業者」とは、申請年度の4月1日から3月31日までの間で45歳以下の者

## (3)給付対象

- ・ 嵐山町商工会の支援を受け、創業計画を策定した創業者であること。
- ・ 今後3年以上継続して町内で事業を行う意思があること。
- ・ 農業を主としている場合は、認定新規就農者であること。

※ここでいう(新規)創業者とは？

事業を営んでいない個人又は新設した法人が事業を開始するにあたって、令和3年1月1日から令和4年1月31日の間に創業し、中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条に規定する中小企業者で、町内に本社又は本店を有する法人及び主たる事業所を有する個人事業主のうち、次のいずれかに該当する場合をいう。

ア 法人の場合、法人税法(昭和40年法律第34号)第148条に規定する法人設立届出書を税務署に提出していること。

イ 個人の場合、所得税法(昭和40年法律第33号)第229条に規定する開業届を税務署に提出していること。

### (給付対象事業)

創業者が行う販売促進への取組に関する事業

### (給付対象経費)

- ・ 機械装置等費
- ・ 広報費(チラシ作成費、ホームページ制作費等)
- ・ 展示会等出店費
- ・ その他販売促進に関連するもので、町長が認めるもの

#### (4)不給付要件

- ①風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和 23 年法律第 122 号)に規定する「性風俗関連特殊営業」又は当該営業に係る「接客業務受託営業」を行う事業者
- ②政治団体
- ③宗教上の組織若しくは団体
- ④暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第 77 号)第 2 条に規定する暴力団又は暴力団員が経営し、又は経営に関与しているもの若しくは今後関係を持つ意思がある事業者
- ⑤不動産収入のみの創業者、不動産所得として申告を行う予定の創業者及び太陽光発電事業(売電含む。)による収入のみを見込む創業者
- ⑥既存事業を承継した形での創業者
- ⑦期間以前より事業を営んでいる個人又は法人が新事業、新分野に進出する経営多角化や事業転換を図る場合
- ⑧申請に該当する対象経費の全部又は一部について、国、地方公共団体等の公的機関から補助金等の交付を受けている場合
- ⑨その他本支援金の趣旨から適当でないと町長が判断する創業者

#### (5)申請書提出

**【受付期間】令和 3 年 7 月 26 日(月)から**

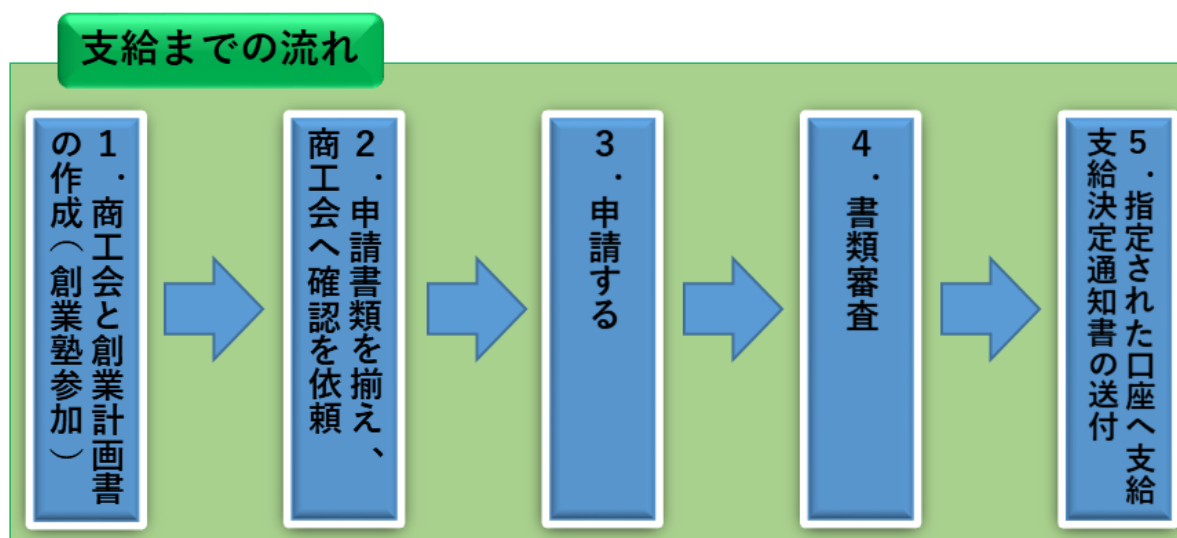
**令和 4 年 2 月 28 日(月)まで**

**必ず、申請前に嵐山町商工会へ確認をお願いします。**

#### (6)支給決定

受付期間内に申請書受理後、審査を経て問題なければ、「嵐山町新規創業者支援金給付決定通知書」の送付及び指定された口座へ給付金を振込みます。

## 2 申請までの流れ



### (1) 申請期間

令和3年7月26日(月)から令和4年2月28日(月)まで

※郵送の場合は当日消印有効

### (2) 申請方法

#### 【郵送で提出する場合】

申請書類一式を封筒に入れて、切手を貼って投函してください。

(郵送先)〒355-0211 嵐山町大字杉山 1030-1

嵐山町企業支援課 宛て

(新規創業者支援金申請書在中と朱書きしてください。)

#### 【窓口へ提出する場合】

申請書類一式を窓口までお持ちください。

(提出窓口)嵐山町企業支援課又は嵐山町商工会

※受付時間は平日 9時～17時まで

### ※書類の審査

申請内容について、町で審査を行います。

内容に不備があった場合は、申請書に記入された電話番号に連絡いたします。

### 3 創業塾とは？

#### 創業塾とは？

産業競争力強化法(平成 25 年法律第 98 号)に基づき、地域における創業の促進を目的として、市区町村が創業支援等事業者(商工会等)と連携して策定する「創業支援等事業計画」(国による計画の認定)に位置付けられた「特定創業支援等事業」による支援の一部をいう。(策定した計画により、事業内容は異なる。)

#### ※特定創業支援等事業とは？

1 か月以上かつ 4 回以上に渡る継続的な支援を受けることで、「経営」「財務」「人材育成」「販路開拓」の 4 つの事業経営に必要な知識を習得することを目的とした事業。

嵐山町は、創業塾(創業セミナー)及び商工会の個別指導を特定創業支援等事業に盛り込んでおり、併せた習得も可能としている。

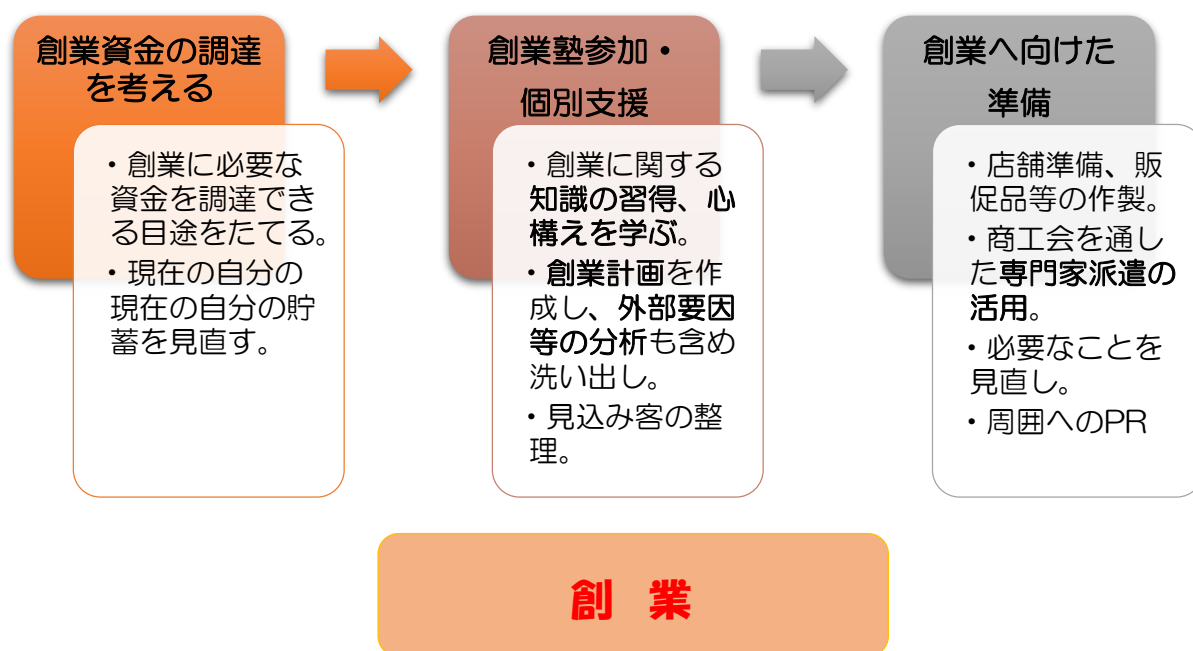
※「経営」:経営理念、経営戦略、事業計画策定等に関すること

「財務」:財務、会計、経理、税務、資金繰り・資金調達等に関すること

「人材育成」:従業員の雇用、人材確保、人事・労務管理、人材育成等に関すること

「販路開拓」:商品開発、マーケティング、店舗演出、販売促進、販路開拓等に関すること

#### 創業までの流れ



### 創業塾を受講するメリット

- ・ 創業塾受講者同士で情報交換・交流ができる(同じ志を持った仲間)
- ・ 創業計画の作成ができ、創業前の心構えができる

#### 【受講終了後証明書発行による支援制度】

- ・ 会社設立時の登録免許税軽減措置
- ・ 創業関連保証の特例
- ・ 日本政策金融公庫新創業融資制度の自己資金要件充足
- ・ 日本政策金融公庫新規開業支援資金の貸付利率の引き下げ

#### ※証明書とは？

受講者の申請により、町から特定創業支援等事業により支援を受けたことの証明書をを得ることができる。

**創業へ向け、自分自身を見つめ直すきっかけとなり、創業の目的ややるべきことを具体的に理解して、意識を変えるきっかけに！**

**本当に必要な知識を習得！**

**創業へ向けたモチベーション UP！**

## 4 申請書類

### (1)申請書類一覧

共通	①嵐山町新規創業者支援金給付申請書 (様式第1号(第7条関係))
	②事業計画書等 ・創業計画書の写し ・事業計画書(別添第1号)
	③経費内訳書(別添第2号)
	④経費の積算根拠が確認できる書類(見積書等の写し)
	⑤※嵐山町創業塾受講による上乗せ金額を申請する場合は、受講修了証(商工会発行)の写し又は認定特定創業支援等事業を受けたことの証明書(町発行)の写し
法人	⑥法人設立届出書の写し(創業した確認ができる書類)
個人	⑦開業届の写し(創業した確認ができる書類)

①、②別添第1号、③については以下の方法により入手してください。

・町ホームページ

URL:<http://www.town.ranzan.saitama.jp/0000005729.html>

・嵐山町企業支援課窓口

・嵐山町商工会窓口



(2)記載例 ①嵐山町新規創業者支援金給付申請書  
様式第1号 (第7条関係)

嵐山町新規創業者支援金給付申請書

嵐山町長 佐久間 孝光 様

令和3年8月 1日

申請期間 令和3年7月26日～  
令和4年2月28日(消印有効)

住所 355-0211  
埼玉県比企郡嵐山町大字杉山1030-1

法人名及び代表者名又は屋号及び代表者名  
株式会社 嵐山カンパニー  
代表取締役 嵐山 一郎

電話番号  
0493-62-0720

印鑑は無くても良い

嵐山町新規創業者支援金給付実施要綱第7条の規定により、申請します。

記

1 申請額 300,000 円

※申請額が10万円以下の場合は、1,000円未満は切り捨て、その金額を申請してください。

2 実施事業名

3 事業の内容等

添付書類(1)に記載のとおり。

4 添付書類

(1) 事業計画書等

創業計画書の写し及び事業計画書(別添第1号)

(2) 経費内訳書(別添第2号)

(3) 経費の積算根拠が確認できる書類(見積書等の写し)

(4) 創業した確認ができる書類

(個人) 開業届の写し

(法人) 法人設立届出書の写し

※嵐山町創業塾受講による上乗せ金額を申請する場合は、受講修了証(商工会発行)の写し又は認定特定創業支援等事業を受けたことの証明書(町発行)の写しも添付するものとする。

(6) その他町長が必要と認める書類

給付金の振込先を記入  
法人の場合は法人用の口座

## 5 振込先

金融機関名 嵐山	銀行・信用金庫 組合・農協	支店・支所名 嵐山
普通・当座	口座番号 0 1 2 3 4 5 6	
名義人	(フリガナ) カ) ランザンカンパニー	
	株式会社 嵐山カンパニー	

## 6 誓約・同意

チェックを入れる

私は、嵐山町新規創業者支援金の申請に際し、以下の全てに誓約及び同意します。(誓約・同意される場合は口にチェックを入れてください。)

- ・嵐山町新規創業者支援金の給付対象要件に該当すること。
- ・嵐山町新規創業者支援金に複数の申請を行っていないこと。
- ・本支援金の審査に必要な資料の提出を求められた場合には、期日までに速やかに提出し、申請書の記載事項や関係書類の内容確認のために求められた根拠資料を提出しない場合や、記載事項に虚偽があった場合には、速やかに支援金の返還を行うこと。
- ・本支援金の給付後、適切に事業が行われているか町から確認を求められた場合は、協力に応じること。
- ・暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条に規定する暴力団又は暴力団員に該当せず、本件申請や対象事業に関わっている者がいないこと。  
また、今後においても関係を持つ意思がないこと。
- ・本申請に関して、内容を確認するために町が行う住民基本台帳その他の公簿の確認、照会又は外部団体（嵐山町商工会等）への情報共有がされる場合があることに同意すること。
- ・町内で3年以上継続して事業を行う意思があること。
- ・本申請記載の内容、添付書類に虚偽がないこと。

(3)記載例 ②事業計画書(別添第1号)

※「創業計画書」の写しは、商工会へ確認してください。

別添第1号

事業計画書

事業計画のテーマ	ホームページ作製による情報発信及び販路拡大
実施する事業内容	創業計画と関連し、販売促進に起因する事業内容を具体的に記載する
事業の予定期間	令和3年8月1日～令和3年11月1日
事業の成果目標	今回の事業における目標値を記載する

(4)③経費内訳書(別添第2号)

別添第2号

経費内訳書

(単位：円)(税込金額)

	積算内訳	事業費	給付対象経費
①機械装置等費			円
②広報費	ホームページ 作製費	500,000円	500,000円
③展示会等出店費			円
④その他			円
給付対象経費合計(①+②+③+④)		500,000	円
支援金申請額※1		300,000	円

※1 申請額が上限金額を超える場合は、上限金額を申請。  
上限金額に満たない場合は、1,000円未満を切り捨てた金額を記入。

(5)④経費の積算根拠が確認できる書類(見積書等の写し)

- ・見積書
- ・カタログ
- ・金額等が明確な資料 など









メモ